

内管工事 新規参入の手引き

令和7年5月（改定）

東金市経済環境部ガス課

目次

I．はじめに	．．．．．	P． 2
II．用語	．．．．．	P． 3
III．「簡易内管施工登録店」と「指定工事店」	．．．．．	P． 4
IV．「簡易内管施工登録店」の登録等	．．．．．	P． 5
V．「指定工事店」の指定等	．．．．．	P． 7

I. はじめに

本書は、東金市経済環境部ガス課（以下「本市」といいます。）の内管工事店となって本市の供給区域にて都市ガスの内管工事を行うことを希望される事業者・個人の方に、その必要な要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第61条に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を共に全うできることを前提に工事会社を指定しています。また、本市では、東金市ガス工事約款（以下「工事約款」といいます。）において「ガス工事は、本市に申し込んでいただき、本市が施工いたします。ただし、（以下略）」として内管工事を自らの管理下におき、本市としての技術基準やその他の諸基準を定め、本市から内管工事の設計・施工等を発注して実際に工事を行う工事店を適切に指導しながら、お客さまに安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしております。

このような点が、都市ガス内管工事が他の設備工事と大きく異なっているところです。内管工事への新規参入を検討される企業の方々にあっては、この点を十分ご理解いただきつつご検討いただければ幸いに存じます。

[参考] ガス事業法（抜粋）2017年4月1日施行

第61条 第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第65条 第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

Ⅱ．用語

内管

お客さまの敷地内、建物内のガスパ管（道路敷地境界からガス栓まで）をいいます。

灯外内管

内管のうち、メーターガス栓（ガスメーターの入り側にあるガス栓）より上流側をいいます。

灯内内管

内管のうち、メーターガス栓より下流側をいいます。

供給管

道路に並行に埋設されているガスパ管（本支管）から分岐してお客さまの敷地へ引き込むガスパ管（分岐から道路敷地境界までの道路部分）をいいます。

新設工事

内管工事のうち、新しくガスメーターを取り付ける工事をいいます。道路からガスパ管を引き込む（供給管敷設工事を伴う）ものと、既設の灯外内管から分岐して行うものがあります。

増設工事等

本書では、新設工事以外の増設工事（ガス栓を増やす工事）や位置替え工事（ガスパ管やガス栓の位置を変える工事）などを総称して「増設工事等」と表記します。

指定工事店

東金市ガス供給条例第4条により、本市が施工する供給施設に関する工事（ガス事業法施行規則第1条第2項第3号に規定する低圧（以下、「低圧」という。）に係る工事）ができる工事店をいいます。

簡易内管施工登録店

東金市簡易内管施工登録店規程により登録された工事店をいいます。

〔参考〕ガス事業法施行規則（抜粋）2017年4月1日施行

第1条 第2項

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「高圧」とは、ガスによる圧力であって、一メガパスカル以上の圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）をいう。
- 二 「中圧」とは、ガスによる圧力であって、〇・一メガパスカル以上一メガパスカル未満の圧力をいう。
- 三 「低圧」とは、ガスによる圧力であって、〇・一メガパスカル未満の圧力をいう。

Ⅲ.「簡易内管施工登録店」と「指定工事店」

本市の供給区域においてお客さまの内管工事を行うには、(どのガス小売事業者からガスの供給を受けているかに関わらず)本市の簡易内管施工登録店になるか、または指定工事店になる必要があります。簡易内管施工登録店は施工できる範囲に制限がありますが、指定工事店に比較し参入しやすくなっています。企業活動として内管工事を行おうとする際には、十分ご検討のうえ、選択して下さい。

簡易内管施工登録店と指定工事店の比較

	簡易内管施工登録店	指定工事店
施工範囲の概要	機器設置等に伴うフレキ管を用いた簡易な増設工事等	体制・実績に応じた範囲の新設及び増設工事等。
必要な資格	(一社)日本ガス協会の「簡易内管施工士」資格。	(一社)日本ガス協会の業界統一資格(施工資格)。
お客さまとの取引	登録店がお客さまと直接取引。	お客さまとの取引主体は本市。
工事代金の流れ	お客さまから登録店へ。	お客さまからの代金は本市が頂き、本市は工事店に材料費・労務費等を支払う。
お客さまに請求する工事の金額	登録店とお客さまとの間で自由に決める。	公開された本市の単価表に記載された単価にて契約する。
使用材料と調達	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。
本市による管理・指導等	工事を行った後に、簡易な書式の報告書を提出する。本市は報告書チェックおよび抜き取りによる現場確認等により、不備があれば改善指示。	日常的に本市の管理・指導下にて工事等を行う。定例会議や研修等への出席や参加が必要。
組織体制等	特に規定なし。一人でも可。	管理者以下の指示系統の明確な組織であることが必要。従事者は相当人数が必要。
必要な装備等	手提げ工具箱に入る程度の工具。	ワゴン車程度の工作車に機械工具類多数必要。

簡易内管施工登録店または指定工事店になるには、所定の手数料などが必要です。

なお、この他に既存の指定工事店と契約してその協力会社となり、施工者が所定の資格等を取得したうえで、指定工事店が受注した工事を指定工事店の監督者のもとに施工することができます。これにつきましては、個々の指定工事店にご相談下さい。

Ⅳ.「簡易内管施工登録店」の登録等

簡易内管施工登録店の登録および簡易内管施工登録店の施工する簡易内管工事等について定める。

1. 登録の手順

- (1) 簡易内管施工登録店になろうとする者は、東金市簡易内管施工登録店規程及びこの手引きを承認の上、本市に申し出る必要があります。
- (2) 本市は、要件を満たしていると認めるときは、本市の簡易内管施工登録店として登録いたします。
- (3) 登録の有効期間は登録日から3年間とし、期間満了の3箇月前までに更新手続きを行う必要があります。

2. 登録要件

- (1) 簡易内管施工登録店は、次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ① 常勤の役員、従業員または代表者のうち1名以上が、日本ガス協会所定の簡易内管施工士の資格を保有している者（以下「施工認定者」という。）であること。
 - ② 「4. 工事範囲」に定める工事の施工に必要な工具、車両、機械器具等を所有していること。（リース契約等により使用権が確保されている場合を含む。）

3. 欠格要件

- (1) 簡易内管施工登録店は、下記の要件に該当してはいけません。
 - ① 精神の機能の障害により簡易内管工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - ② 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員又は法人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ③ 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員又は法人がガス事業法（昭和29年法律第51号）違反の罪により、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
 - ④ 個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員又は法人がガスの供給又はガス工作物に支障を与えたことにより、ガス事業法以外の法令違反の罪により、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
 - ⑤ 簡易内管施工登録店の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者、又は取消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過していない者。
 - ⑥ 法人事業者にあっては役員が、個人事業者にあっては代表者が⑤に該当する簡易内管施工店の登録の取消し時に、個人事業者にあっては代表者、法人事業者にあっては役員であった者。
 - ⑦ 東金市暴力団排除条例（平成24年東金市条例第11号）第2条第1号の暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかの事実がある者。
 - ア 個人事業者にあっては代表者又は従業員、法人事業者にあっては法人又はその役員、経営若しくは事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が反社会的勢力であること。

イ 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

4. 工事範囲

- (1) 簡易内管施工登録店は、簡易内管工事(工事約款に定める工事)にかぎり、受注し施工することができます。

簡易内管工事は、低圧（ガス事業法施行規第1条第2項第3号に規定する圧力をいう。）ガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、当該ガスメーターより下流側の露出部の内管において施工される以下のいずれかに該当する工事といたします。

- ① ガス用ステンレス鋼フレキシブル管（以下「フレキ管」という。）を配管してガス栓を増設する工事
- ② フレキ管を配管してガス栓又は配管の位置を変える工事
- ③ 継手のみ使用してガス栓を増設する工事
- ④ 継手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
- ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
- ⑥ ①から⑤の工事に伴う配管の撤去工事

5. 資格

- (1) 簡易内管施工登録店が受注した簡易内管工事は、本市に選任を届出した施工士に施工させなければなりません。

6. 材料仕様

- (1) 工事で使用する材料は、ガス事業法令及び市長の指定又は承認を受け、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければなりません。

7. 登録の取り消し等

- (1) 簡易内管施工登録店が本市の定める事項に該当する場合は、本市は、登録を取り消すことができます。

8. 保安・品質確保および諸施策への協力

- (1) 簡易内管施工登録店は、本市の講習を受講しなければなりません。
- (2) 別途定める基準により施工後の検査を行い、基準を満たしていない場合は手直しなどの対応を求めることがあります。

V.「指定工事店」の指定等

指定工事店の指定および指定工事店の施工する内管工事等について定める。

1. 指定の手順

- (1) 指定ガス工事店になろうとする者は、東金市指定ガス工事店規程及びこの手引きを承認のうえ、東金市指定ガス工事店指定申請書に必要書類を添えて申請していただきます。
- (2) 本市は、申請した者が要件を満たしていると認めるときは、指定工事店として指定いたします。
- (3) 指定ガス工事店の指定の有効期間は指定を受けた日から起算して3年間です。引き続いて指定を受けようとするときは、有効期間満了の日の1箇月前までに更新申請することとなります。

2. 指定要件

- (1) 指定工事店は、次の要件を備えている必要があります。
 - ① 供給区域内での供給施設に関する工事の施行及び緊急対応に支障を来さない場所に事業所を有し、かつ、相当の資産と信用力を有する者であること。
 - ② 過去3年間以上にわたって、管工事業を営んでいること。
 - ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業の種類のうち、管工事業の許可を受けた者。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する工事のみを施工する者については、この限りでない。
 - ④ 申請に係る事業所にガス責任技術者を雇用し、業務に従事させ得ること。
 - ⑤ 東金市指定ガス工事店の指定を取り消された者については、取消しの日から2年を経過していること。
 - ⑥ 「3. 欠格要件」に該当しないこと。

3. 欠格要件

- (1) 指定工事店は、下記のいずれにも該当してはいけません。
 - ① 精神の機能の障害によりガス供給施設に関する工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - ② 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ③ 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人がガス事業法（昭和29年法律第51号）違反の罪により、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ④ 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては役員又は法人がガスの供給又はガス工作物に支障を与えたことにより、ガス事業法以外の法令違反の罪により、刑に処せられ、その執行を終えた日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ⑤ 指定工事店の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者。
 - ⑥ 東金市暴力団排除条例（平成24年東金市条例第11号）第2条第1項第1号の暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかの事実がある者。
 - ア 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその

役員、経営若しくは事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が反社会的勢力であること。

イ 個人事業者にあつては代表者又は従業員、法人事業者にあつては法人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑦ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

4. 工事範囲

（１）指定工事店が有する資格等に応じて定められた範囲の工事を施工できます。

5. 資格

（１）指定工事店の指定を受けていても、内管工事を行うためには日本ガス協会の内管工事士の資格を保有する者が施工または監督する必要があります。

【参考】日本ガス協会 内管工事資格制度の資格区分と主な対象工事

資格区分		主な対象工事
基本資格	第３種内管工事士	燃焼機器の取替え等に伴うフレキ管による軽微な増設・変更工事
	第２種内管工事士	戸建住宅・小規模集合住宅等の新設工事
	第１種内管工事士	大規模集合住宅・商業用建物等の新設工事
	内管溶接管理士	大規模商業用建物・工場等の中圧の溶接工事の指示確認
付加資格	ねじ工事	燃焼機器の取替え等に伴うねじ配管による軽微な増設・変更工事
	活管工事	灯外内管からの活管のせん孔取出工事
	低圧溶接	大規模集合住宅・商業用建物等の低圧の溶接工事の指示確認

6. 材料仕様

（１）工事で使用する材料は、本市の指定又は承認を受け、設計及び施工基準に適合するものを使用しなければなりません。

7. 指定の取り消し等

（１）指定工事店が本市の定める事項に該当する場合は、本市は指定工事店の指定を停止又は取り消すことができます。

8. 保安・品質確保および諸施策への協力

（１）指定工事店は本市と協力して保安・品質確保、お客さま満足向上および都市ガスの普及拡大に向けて取組むとともに、本市が定めた諸施策へ協力をしなければなりません。

（２）指定工事店は、工事を施工する者に法令に基づく本市所定の講習およびその他必要に応じた講習等を受講させ、修了させなければなりません。

（３）別途定める基準により施工後の検査を行い、基準を満たしていない場合は手直しなどの対応を求めることがあります。

（４）災害時における復旧、ガス漏えい防止等について本市より要請を受けたときは、いつでも協力していただきます。